

どこかで買う「タバコ」なら、タバコは「地元」で買きましょう！

中小企業・小規模事業の経営者の皆さまへ

～個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルールができました～

経営者の個人保証について、

- ①事業活動に必要な資産は法人所有とするなど法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などに個人保証が不要となること
- ②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰る前に、早めに事業再生や廃業を決定した際に、手元に一定の生活費等が残ることや、「華美ではない」自宅に住み続けられること
- ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されることなどを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導のもと、策定されました。ガイドラインに基づき金融機関と相談したい方、まずは、中小企業基盤整備機構関東本部までお問合せください。また、金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施しています。

問合せ 中小企業基盤整備機構関東本部 ☎03-5470-1620

不正大麻・けし撲滅運動実施

埼玉県では不正大麻・けし撲滅運動を5月1日から6月30日まで実施しています。けしの仲間は、春から夏にかけて色鮮やかで美しい花を咲かせ、ガーデニングや切り花用の植物として人気があります。しかし、けしの仲間には、法律で栽培が禁止されているものがあります。植えてはいけないけしの特徴として(1)毛が少ない(2)茎上部の葉は茎を抱き込んでいるなどがあります。不正栽培している大麻や植えてはいけないけしを発見した場合は、保健所までご連絡ください。

問合せ 埼玉県東松山保健所
☎22-0280

育児休業を取得して、パパママ2人で子育てをしてみませんか？

～拡充された育児休業給付も応援します～

育児休業は、男女ともに仕事と子育てを両立しながら働き続けることを支援することを目的としています。

平成26年4月1日以降に開始する育児休業から、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%（これまでは全期間について50%）を支給し、181日目からは、従来通り休業開始前の賃金50%を支給します。（支給額には上限額、下限額などもあります）

母親とともに父親も育児休業をする場合は1歳2ヵ月までの1年間休業ができ、育児休業給付は父母それぞれについて180日まで給付率67%が適応されます。

経済的理由で育児休業を見送っていた方は、この機会に短期間でも育児休業を取得して子育てをしてみませんか？

育児休業給付金等の詳しくは、公共職業安定所（ハローワーク）におたずねいただくか、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）をご覧ください。

東松山特別支援学校からのお知らせ

東松山特別支援学校では、学区内の事業所のご協力のもと職業教育の一環として「職場実習」を行っています。ここ数年の生徒数の増加、障がいの多様化に伴い、生徒の実態に応じた実習を設定するのが難しくなっています。実習の受け入れまたは将来的に障害のある方の雇用をお考えの事業所がありましたらご連絡をお願いします。また、校内実習の内職を提供していただける事業所もご連絡をお願いします。

対象生徒 高等部1・2・3年生
実習時期 6月・9月・1月
連絡先 東松山特別支援学校
（担当：長谷川）
☎24-2611

開催します！子どもに本物の文化を

民族歌舞団荒馬座公演

寄居荒馬座を観る会では荒馬座民族芸能集『結（ゆい）まつりの花を咲かせましょう』の公演を行います。

心を揺さぶる太鼓の響き、身体がはずむ囃子と踊り、祭りは元気のみなもと。北から南まで日本中のお祭りが満載。子どもも大人も躍動感あふれる舞台をご堪能ください。

日時 6月29日（日）午後2時開演
場所 （社）埼玉県農業団体教育センター（寄居）
内容 ぶち合わせ太鼓、エイサー、獅子舞他
費用 大人2,300円、3歳～中学生・障がい者1,200円
大人・子どもペア3,000円（すべて当日300円増し）
問合せ 民族歌舞団荒馬座 ☎03-3962-5942

求人企業合同面接会

～県内企業多数参加予定です。

採用担当者と直接話してみましよう～

日時 6月12日（木）
午後1時～4時
（受付正午～午後3時30分）
場所 大宮ソニックシティビル
対象 平成27年3月大学・短大・
専門学校卒業見込みの方、
1～3年以内の既卒者
その他 予約不要、入退場自由、履歴書複数持参「参加企業一覧」を来場者全員に配布
参加企業名は当協議会ウェブサイトに掲載

問合せ 埼玉県雇用対策協議会
☎048-647-4185

【埼玉県雇用対策協議会ウェブサイト】
<http://www.kotaikyou-saitama.ne.jp/>

犬のふんは必ず持ち帰りましょう

最近、犬の散歩中のふんが放置されているという苦情が多く寄せられています。ふんをそのままにしておくことは、環境上・衛生上よくありません。また、土地の所有者または管理者にも迷惑で、その場所を通行する人にも不快な思いを与えます。散歩中のふんは必ず持ち帰り、飼い主の責任で適正に処理してください。
保健衛生課 ☎82-1777